

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【四半期会計期間】	第22期第2四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	日本社宅サービス株式会社
【英訳名】	Japan Corporate Housing Service Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高木 章
【本店の所在の場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理財務グループ長 吉田 勇
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区笹笥町35番地
【電話番号】	03-5229-8700（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理財務グループ長 吉田 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 第2四半期連結 累計期間	第22期 第2四半期連結 累計期間	第21期
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年12月31日	自 2019年7月1日 至 2019年12月31日	自 2018年7月1日 至 2019年6月30日
売上高 (千円)	4,126,476	4,172,738	8,441,187
経常利益 (千円)	456,083	390,570	1,003,022
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	299,439	238,274	690,570
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	446,687	602,827	1,015,828
純資産額 (千円)	6,081,815	7,154,683	6,582,736
総資産額 (千円)	8,588,906	9,953,728	9,534,735
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	31.53	24.71	72.38
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	29.93	23.45	68.80
自己資本比率 (%)	69.5	70.5	67.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,802	220,305	708,166
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	9,667	171,279	224
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	43,562	69,442	121,703
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	2,390,232	3,177,315	3,192,502

回次	第21期 第2四半期連結 会計期間	第22期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	19.05	10.78

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益の向上や雇用・所得環境の改善が続く中、景気は緩やかな回復基調で推移しております。一方、米中の通商問題や英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の海外経済の動向の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、社宅管理事務代行業業においては、各企業が福利厚生制度の充実を重要視する傾向は変わらず、加えて働き方改革等による残業抑制や生産性向上の取り組み等と相まって、更なる外部委託ニーズにつながっており、アウトソーシングへの関心は高い状態を維持しております。一方、施設総合管理事業においては、マンション管理における修繕積立金不足等の問題から管理組合による管理費見直しに伴う受注競争は依然として厳しく、人件費や輸送コストの上昇による建築コストの高騰、技能労働者の需給状況等についても引き続き注視すべき状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、5カ年中期経営計画の最終年度を遂行中であり、引き続き、ストックビジネスをベースとした継続かつ安定的な成長、お客様にとって価値が更に広がるような付加価値の高いサービスの創造、機能分化による意思決定と人材育成の早期化の3つの基本戦略を通じて、中長期的な企業価値の向上に注力しております。

その結果、売上高は41億72百万円（前年同期比1.1%増）、営業利益は3億85百万円（同13.9%減）、経常利益は3億90百万円（同14.4%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2億38百万円（同20.4%減）となりました。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は、次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

社宅管理事務代行業業

社宅管理事務代行業業においては、社宅アウトソーシングサービスの稼働により受託収入が順調に増加したことから、売上高は18億89百万円（前年同期比4.7%増）となりました。また期首計画に沿って、事業拡大に向けたオペレーション人員やシステム関連の増強を進めたことにより、営業利益は3億42百万円（同4.3%減）となりました。

施設総合管理事業

施設総合管理事業においては、ストックであるマンション管理組合や建物オーナーからの新規受託物件は堅調に増加したものの、不動産の買取再販サービスにおいて一部の取引が下期にずれしたこと等により、売上高は20億42百万円（前年同期比2.6%減）、業務効率化に向けた事務所移転による一時経費の発生等から、営業利益は28百万円（同49.2%減）となりました。

その他事業

コスト削減サービスや24時間対応のコールセンターサービスなどが順調にサービスを拡大する一方、新規取り組みである保険サービスの寄与に期間を要すること等から、売上高は2億40百万円（前年同期比6.3%増）、営業利益は11百万円（同63.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4億18百万円増加し、99億53百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ1億98百万円減少し、52億75百万円となりました。これは主に営業立替金の減少1億58百万円、売掛金の減少45百万円によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ6億17百万円増加し、46億77百万円となりました。これは主に投資有価証券の増加5億37百万円によるものであります。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べ1億52百万円減少し、27億99百万円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ3億6百万円減少し、16億98百万円となりました。これは主に営業預り金の減少2億38百万円、買掛金の減少20百万円及びその他に含まれる前受金の減少58百万円によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ1億53百万円増加し、11億0百万円となりました。これは主にその他に含まれる長期繰延税金負債の増加1億52百万円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ5億71百万円増加し、71億54百万円となりました。これは主に保有株式の時価評価に伴うその他有価証券評価差額金の増加3億64百万円、利益剰余金の増加1億9百万円によるものであります。

(キャッシュ・フローの状況)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末より15百万円減少し、31億77百万円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において営業活動により増加した資金は2億20百万円(前年同期は1億62百万円の資金の減少)となりました。これは主に営業預り金の減少2億38百万円及び法人税等の支払額1億10百万円があったものの、税金等調整前四半期純利益が3億88百万円、営業立替金の減少による増加1億58百万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において投資活動により減少した資金は1億71百万円(前年同期は9百万円の資金の減少)となりました。これは主に固定資産の取得による支出95百万円及び事業譲受による支出53百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当第2四半期連結累計期間において財務活動により減少した資金は69百万円(前年同期は43百万円の資金の減少)となりました。これは主にストックオプション行使等による株式の発行による収入56百万円があったものの、配当金の支払額1億24百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 主要な設備

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,800,000
計	22,800,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	10,847,500	10,852,100	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	10,847,500	10,852,100	-	-

(注) 1. 2020年1月1日から2020年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,600株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2020年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2019年9月27日取締役会決議(第27回新株予約権)

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員235、当社子会社従業員99
新株予約権の数(個)	845
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	84,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1株につき 1,031
新株予約権の行使期間	自 2021年11月1日 至 2023年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,202.68 資本組入額 (注)3参照
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 発行日以降、株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{又は処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、発行日以降、本新株予約権を発行後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、又は株式交換もしくは株式移転を行う場合、1株当たりの行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任、定年退職その他新株予約権割当契約に定める事由により、これらの地位を失った場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が死亡した場合は、権利行使期間中の死亡の場合に限り、相続人は新株予約権割当契約に定めるところにより権利行使をすることができる。
- (3) 本新株予約権者は、以下の各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
 - (ア) 新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社の使用人等である場合において、当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合
- (4) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

- (5) 新株予約権の行使の条件
 上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2019年9月27日取締役会決議（第28回新株予約権）

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役10、監査役4
新株予約権の数（個）	92
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	18,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき 1
新株予約権の行使期間	自 2019年10月26日 至 2049年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 868.81 資本組入額 （注）2 参照
新株予約権の行使の条件	（注）3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下「権利承継者」という。)に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使の条件
上記に定める行使条件に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2019年9月27日取締役会決議（第29回新株予約権）

決議年月日	2019年9月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社子会社取締役3、当社子会社監査役1
新株予約権の数（個）	17
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	3,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき 1
新株予約権の行使期間	自 2019年10月26日 至 2049年10月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 868.81 資本組入額 （注）2 参照
新株予約権の行使の条件	（注）3 参照
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 参照

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。また、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める合理的な範囲で株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 権利行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、権利行使ができるものとする。
- (2) 本新株予約権については、その数の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、及び本新株予約権者が死亡した日の1年以内に限り、権利行使をすることができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
 上記に定める行使条件に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)に記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年10月25日 (注)1	15,800	10,785,700	8,058	801,216	8,058	548,465
2019年10月1日～ 2019年12月31日 (注)2	61,800	10,847,500	24,496	825,713	24,496	572,962

(注)1. 特定譲渡制限付株式報酬としての新株式有償発行

発行価格 1,020円

資本組入額 510円

割当先 取締役及び子会社取締役 計13名

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	1,155,600	11.91
笹 晃弘	東京都中央区	788,800	8.13
株式会社ベネフィット・ワン	東京都千代田区大手町2丁目6-2	778,000	8.02
長友 孝祥	静岡県田方郡函南町	635,100	6.55
KBL EPB S.A. 10 7704 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1)	343,200	3.54
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	296,800	3.06
SUNNEXTAグループ従業員 持株会	東京都新宿区笹塚35	293,700	3.03
永井 詳二	東京都港区	222,200	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	199,500	2.06
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	180,000	1.86
計	-	4,892,900	50.44

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,146,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,699,100	96,991	-
単元未満株式	普通株式 1,900	-	(注)
発行済株式総数	10,847,500	-	-
総株主の議決権	-	96,991	-

(注) 単元未満株式には、当社所有の自己株式88株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本社宅サービス株式会社	東京都新宿区笹塚町35番地	1,146,500	-	1,146,500	10.57
計	-	1,146,500	-	1,146,500	10.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,216,782	3,201,594
売掛金	338,153	292,894
営業立替金	1,387,151	1,229,079
商品	1,131	1,088
販売用不動産	216,269	221,872
仕掛品	12,823	17,834
原材料及び貯蔵品	10,627	11,925
その他	294,695	302,235
貸倒引当金	3,154	2,668
流動資産合計	5,474,478	5,275,857
固定資産		
有形固定資産	649,880	683,378
無形固定資産		
のれん	272,228	258,262
その他	124,683	187,654
無形固定資産合計	396,911	445,917
投資その他の資産		
投資有価証券	2,756,801	3,294,345
その他	256,663	254,230
投資その他の資産合計	3,013,464	3,548,575
固定資産合計	4,060,256	4,677,871
資産合計	9,534,735	9,953,728
負債の部		
流動負債		
買掛金	169,393	148,582
未払法人税等	154,495	170,526
営業預り金	665,536	427,103
賞与引当金	34,707	33,511
役員賞与引当金	34,594	21,779
株主優待引当金	-	4,440
その他	946,235	892,562
流動負債合計	2,004,963	1,698,505
固定負債		
退職給付に係る負債	168,516	170,971
その他	778,520	929,568
固定負債合計	947,036	1,100,539
負債合計	2,951,999	2,799,045
純資産の部		
株主資本		
資本金	783,098	825,713
資本剰余金	974,248	1,016,863
利益剰余金	3,399,828	3,508,849
自己株式	459,523	459,582
株主資本合計	4,697,651	4,891,843
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,765,912	2,130,466
その他の包括利益累計額合計	1,765,912	2,130,466
新株予約権	119,172	132,373
純資産合計	6,582,736	7,154,683
負債純資産合計	9,534,735	9,953,728

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2018年 7月 1日 至 2018年12月31日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 7月 1日 至 2019年12月31日)
売上高	4,126,476	4,172,738
売上原価	3,122,748	3,203,276
売上総利益	1,003,727	969,462
販売費及び一般管理費	556,400	584,371
営業利益	447,327	385,091
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,174	1,286
受取手数料	353	1,174
補助金収入	6,208	1,683
その他	3,188	2,356
営業外収益合計	10,924	6,500
営業外費用		
支払利息	9	123
訴訟和解金	1,886	-
その他	271	897
営業外費用合計	2,167	1,021
経常利益	456,083	390,570
特別利益		
固定資産売却益	37	-
新株予約権戻入益	6,248	453
特別利益合計	6,285	453
特別損失		
固定資産売却損	-	569
固定資産除却損	-	1,885
特別損失合計	-	2,455
税金等調整前四半期純利益	462,368	388,569
法人税等	162,929	150,295
四半期純利益	299,439	238,274
親会社株主に帰属する四半期純利益	299,439	238,274

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	299,439	238,274
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	147,247	364,553
その他の包括利益合計	147,247	364,553
四半期包括利益	446,687	602,827
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	446,687	602,827
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	462,368	388,569
減価償却費	46,274	46,244
のれん償却額	17,000	17,338
新株予約権戻入益	6,248	453
貸倒引当金の増減額(は減少)	305	486
賞与引当金の増減額(は減少)	1,757	1,196
役員賞与引当金の増減額(は減少)	10,797	12,815
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	22,051	2,455
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	4,440
株式報酬費用	34,973	34,809
受取利息及び受取配当金	1,174	1,286
支払利息	442	430
固定資産除却損	-	1,885
固定資産売却損益(は益)	37	569
貸倒損失	128	-
売上債権の増減額(は増加)	15,782	45,258
仕入債務の増減額(は減少)	85,240	20,810
営業立替金の増減額(は増加)	233,620	158,071
たな卸資産の増減額(は増加)	128,544	11,862
前受金の増減額(は減少)	37,442	58,348
営業預り金の増減額(は減少)	232,946	238,433
その他	83,504	24,448
小計	37,048	329,929
利息及び配当金の受取額	1,237	1,286
利息の支払額	442	515
法人税等の支払額	126,547	110,394
営業活動によるキャッシュ・フロー	162,802	220,305
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,966	54,874
無形固定資産の取得による支出	12,070	40,772
投資有価証券の取得による支出	-	12,100
有形固定資産の売却による収入	37	231
貸付金の回収による収入	10,182	255
事業譲受による支出	-	53,256
その他	850	10,763
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,667	171,279
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	888	1,252
株式の発行による収入	51,817	56,561
自己株式の取得による支出	25	59
配当金の支払額	94,466	124,691
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,562	69,442
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	216,032	20,415
現金及び現金同等物の期首残高	2,606,265	3,192,502
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	5,228
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,390,232	3,177,315

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、サンネクスタリーシング株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	95,655千円	91,744千円
給料手当	116,970	123,558
賞与引当金繰入額	4,589	4,315
役員賞与引当金繰入額	20,358	21,779
株式報酬費用	28,809	30,204

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	2,414,509千円	3,201,594千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	24,277	24,279
現金及び現金同等物	2,390,232	3,177,315

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年9月26日 定時株主総会	普通株式	94,337	10.00	2018年6月30日	2018年9月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年2月4日 取締役会	普通株式	86,178	9.00	2018年12月31日	2019年3月6日	利益剰余金

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	124,672	13.00	2019年6月30日	2019年9月30日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年2月4日 取締役会	普通株式	126,111	13.00	2019年12月31日	2020年3月4日	利益剰余金

(3) 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	社宅管理 事務代行 事業	施設総合 管理事業	その他 事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	1,804,131	2,095,818	226,527	4,126,476	-	4,126,476
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	6,058	36,416	42,475	(42,475)	-
計	1,804,131	2,101,876	262,943	4,168,951	(42,475)	4,126,476
セグメント利益	357,279	56,472	31,610	445,362	1,964	447,327

(注)1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注)2
	社宅管理 事務代行 事業	施設総合 管理事業	その他 事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	1,889,664	2,042,309	240,764	4,172,738	-	4,172,738
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	4,834	35,391	40,225	(40,225)	-
計	1,889,664	2,047,144	276,156	4,212,964	(40,225)	4,172,738
セグメント利益	342,038	28,713	11,443	382,196	2,894	385,091

(注)1. セグメント利益の「調整額」は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、サンネクスタリーシング株式会社を連結範囲に含めたことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、従来、報告セグメントに含まれない「その他」の各事業セグメントについて、「その他事業」への集約を行うとともに、金額的重要性を勘案して報告セグメントに追加いたしました。この結果、当社グループの報告セグメントは、「社宅管理事務代行業」及び「施設総合管理事業」の2区分から、「社宅管理事務代行業」、「施設総合管理事業」及び「その他事業」の3区分に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(企業結合等関係)

企業結合に係る暫定的な処理の確定

当社の連結子会社であるサンネクスターリング株式会社は、第1四半期連結会計期間に株式会社リスクマネジメントアルファと行った企業結合について、暫定的な会計処理を行っていましたが、当第2四半期連結会計期間において確定しております。

なお、のれんの金額に修正は生じておりません。また、償却方法及び償却期間は5年間にわたる均等償却となっております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	31円53銭	24円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (千円)	299,439	238,274
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	299,439	238,274
普通株式の期中平均株式数(株)	9,496,842	9,641,621
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	29円93銭	23円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	507,501	517,806
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

中間配当

2020年2月4日開催の取締役会において、第22期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当金額	126,111千円
(ロ) 1株当たりの中間配当金	13円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年3月4日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月13日

日本社宅サービス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 出 博 男 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和 久 友 子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本社宅サービス株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本社宅サービス株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。